

# 第1章 活動体制

## 第1節 消 防

市は、火災その他の災害から、市民の生命、身体、財産を保護し、また、その被害の軽減を図るため、事象に即応した体制を確立し消防活動を実施する。

●担当部局・機関：消防部, 関係各部

### 第1 非常警戒

消防部は、気象状況その他の異変によって必要があるとき、又は通常の活動体制では対応が困難な災害が発生した場合には、その危険度又は規模に応じて、次の5種の非常警戒を実施する。

- 1 警戒配備1号
- 2 警戒配備2号
- 3 A号非常警戒
- 4 B号非常警戒
- 5 C号非常警戒

### 第2 消防職員等の非常招集と緊急招集

#### 1 非常招集

消防部は、非常警戒を実施する必要があるときは、災害の状況によって次のとおり職員を非常招集する。

##### (1) 警戒配備1号招集

本部及び署の日勤管理職

##### (2) 警戒配備2号招集

前警戒配備1号招集に加えて日勤職員全員

##### (3) A号非常招集

前警戒配備2号に加えて当番課の週休該当者

##### (4) B号非常招集

前A号非常招集に加えて翌当番課の週休該当者

##### (5) C号非常招集

消防職員全員

#### 2 緊急招集

消防部は、災害の発生により、緊急に部隊を増強する必要があるときは、参集時間別による職員の緊急招集を行う。

緊急招集を的確に実施するため、消防長は、職員の招集計画及び連絡方法等を常に整備しておくものと

## 第1章 活動体制

する。

### 3 消防団員の招集

気象状況その他の異変によって必要があるとき、又は通常の活動体制では対応が困難な災害が発生した場合には、消防団長は消防長と協議して、その危険度又は規模に応じて、消防団員の招集を行う。

## 第3 部隊の編成

消防部は、職員を招集したときは、招集人員、参集時間等を考慮し、随時部隊を編成、増強して災害に対処する。

## 第4 出動計画

### 1 消防本部

消防隊の出動区分は次のとおりとする。

#### (1) 第1出動

災害の発生（疑いのあるものを含む。）を消防機関が覚知又は認知したとき。（災害種別等に応じて事前に計画する。）

#### (2) 第2出動

災害を確認し、第1出動に加えて増強部隊を必要とするとき。（災害種別等に応じて事前に計画する。）

#### (3) 特命出動

消防長又は署長が、災害の形態、規模、その他の状況によって、第1出動及び第2出動によらないで出動させる必要があるとき。

### 2 消防団

消防団は、原則として分団区域で発生した災害に出動するものとし、災害の形態、規模、その他の状況により、消防団長は消防長と協議して増強出動させるものとする。

## 第5 応援要請

消防部は、市単独で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町村消防機関等に応援を要請する。

### 1 応援の要請

#### (1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

火災の拡大が著しく、市単独では十分に消火活動、人命救助・救出活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

#### (2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

火災時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

大規模な火災が発生し、必要な場合は、相互応援協定のほか消防組織法43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

大規模市街地火災等の災害時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(5) 防災用資機材保有機関との協定に基づく応援要請

災害の形態、規模に応じ、必要な作業用重機とそのオペレーター及び消防用資機材等について、支援の要請を行う。

2 受入れ体制

応援隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。

(2) 応援隊及び府との連絡職員を指名する。

(3) 消防作業実施中は、現場に責任者を置き応援隊指揮者と協議し、効果的に実施する。

## 第2節 災害対策本部等の設置

市は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は災害警戒本部等を設置し、必要な応急対策を実施する。この場合においては、関係各部、関係機関は災害の態様に応じ、「地震災害応急対策」、「風水害応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

## 第3節 自主防災組織及び地域住民との連携

自主防災組織及び地域住民は、災害を発見した場合、消防機関に通報するとともに、消防部隊が災害現場に到着するまでの間、初期消火、人命の救助及び救護を行う。

到着した消防部隊の指揮者は、必要により活動の継続を要請するものとする。

## 第2章 救急・救助

### 第1節 救 急

消防部は、常に救急隊員の知識、判断能力の向上を図るとともに、災害現場では、救助、救急活動と、医療従事者との連携が不可欠であるため、一体となった活動を行い、傷病者に対し適切な応急手当と搬送を実施する。

#### 1 活動方針

- (1) 応急救護所は安全性と利便性を判断したうえで災害現場付近に設営する。
- (2) 傷病者の緊急度、重傷度を判断し、トリアージタグを活用するとともに、適切な搬送医療機関を選定する。
- (3) 応急救護所への傷病者の搬送及び応急手当を実施する。
- (4) 救急救命士は、医師の指示のもと、救急救命士法で許される医療行為を実施する。

### 第2節 救 助

社会経済活動の進展に伴い、火災、交通事故、労働事故、水難事故等の災害現場における人命救助活動の複雑、困難化に対応するため、消防部は、隊員の各種能力及び連携動作の向上を図るとともに、災害に即した計画を樹立し、関係機関と密接な連携を図り、人命救助活動を安全、確実、迅速に実施する。

#### 1 活動方針

- (1) 関係機関と相互に緊密な連携を図り、協力して救助活動を実施する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、特に、関係機関と密接な連携を図るとともに、作業用重機（オペレーターを含む）は協定機関等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 消防応援隊、八尾警察署及び自衛隊等と協力して、必要に応じて任務、地区割等を調整して、効率的な救助活動を実施する。

#### 2 活動要領

- (1) 年齢、傷病者の緊急度、重傷度を判断し、救助の優先順位を決定する。
- (2) 被害拡大の防止対策を実施する。
- (3) 2次災害の予防措置を図り実施する。
- (4) 遺体を発見した場合は、速やかに八尾警察署に連絡する。

## 第3章 大規模火災

### 第1節 警戒活動

市は、大規模な火災が発生するおそれのある場合は、警戒活動を実施するとともに、火災発生状況の早期把握に努める。

●担当部局・機関：消防部, 関係各部

#### 第1 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセント以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）毎秒10メートル以上の風が吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報しないこともある。

火災警報の発令基準（八尾市消防法施行規則）は、次のとおりである。

- 1 実効湿度が60パーセント以下であり、かつ、最小湿度が35パーセント以下であって風速が毎秒7メートル以上又は7メートル以上となる見込みのとき。
- 2 風速が毎秒10メートル以上又は10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

#### 第2 火の使用制限

火災警報が発令された場合、市民は火災警報が解除されるまで、「八尾市火災予防条例」に定めるとおり火の使用を制限しなければならない。

#### 第3 火災発生状況の把握

消防部は、高所見張り等を通じて火災発生状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

#### 第4 市民への周知

総括部及び消防部は、防災行政無線、広報車、コミュニティFM等を利用し、広報するとともに、必要に応じ、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

## 第2節 消火活動

### ●担当部局・機関：消防部, 関係各部

消防部は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

### 第1 火災防ぎょ活動の原則

火災防ぎょは、人命救助を最優先とし、延焼防止を主眼とした活動を実施する。

表2.3.1 火災防ぎょ活動の優先事項

ア 同時に多数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難地及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等で火災が発生した場合	他の延焼拡大の危険性が大きい火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等からの火災が既に延焼拡大した場合	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

### 第2 火災防ぎょ活動の区分

表2.3.2 火災防ぎょ活動の区分

ア 分散防ぎょ活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ火災を少数隊で防ぎょする。
イ 重点防ぎょ活動	延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防ぎょ活動	広域避難地の安全確保のみを目的とする。

## 第3 対象別防ぎよ対策

### 1 大規模市街地火災の防ぎよ対策

木造建築物が密集して道路状況が比較的悪く、水利もまた十分でない地区においては、消防部は、その実態に応じた所要分隊の編成、分隊の部署、水利の選定及び応援隊の誘導などを考慮した地区別警備計画を樹立し、消防警備の万全を期すとともに、家庭防火診断を励行して災害の未然防止と被害の軽減に努めるものとする。

- (1) 初動体制の確立
- (2) 火災態様に応じた部隊配備
- (3) 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- (4) 延焼阻止線の設定
- (5) 自主防災組織、事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

### 2 高層建築物等火災の防ぎよ対策

大規模建築物及び中高層建築物並びに不特定多数の者を収容し、又は出入りする建築物等において、火災が発生して延焼拡大と人命の危険度の高い建築物火災に対しては、消防部は、その実情に適合した特殊建築物警備計画を樹立して、消防警備の万全を期すとともに、人命救助と被害の軽減に努めるものとする。

- (1) 出動隊の任務分担
- (2) 排煙、進入時等における資機材の活用
- (3) 消防用設備の活用
- (4) はしご車等特殊車両の活用
- (5) 水損防止

### 3 危険物火災防ぎよ対策

爆発及び引火性、発火性の危険物火災並びに消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物又はこれら危険物を貯蔵する建物及び貯蔵取扱い場所の災害発生に対しては、消防部は、その実態に適応した特殊火災警備計画を樹立し、消防警備の万全を期すほか、危険物施設等の管理権限者と密接な連絡をとり、被害の防止と軽減に努めるものとする。

### 4 林野火災の防ぎよ対策

林野火災は、全般的に地理的条件及び消防水利の状況が非常に悪く、消防活動が極めて困難であることから、防ぎよ活動を効率的に行うため、消防部は、ヘリコプターを積極的に活用した林野火災警備計画を樹立して、消防警備の万全を期し、被害の軽減に努めるものとする。

### 5 同時多発火災の防ぎよ対策

同時多発火災が発生した場合、消防部は、あらかじめ指定する防ぎよ地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

- (1) 部隊運用
  - ア 出動部隊数の調整

イ 活動部隊数の合理化と無線統制

ウ 消防団との連携強化

(2) 部隊の確保

ア 非常招集による緊急増強隊の編成

イ 他市町村消防応援隊の要請及び活用

(3) その他

ア 出動体制の迅速化

イ ホースの確保

ウ 防火水槽、自然水利等の活用

エ 広 報

6 広域断水時火災の防ぎょ対策

消火栓が使用不能となった場合又は異常濁水等によって著しく減水し、若しくは断水等の事態が発生した場合の火災については、大火災になる危険性が予想されるので、消防部は、自然水利の有効活用並びに貯水槽等の設置及び消防用水の確保に努めるほか、市民に対し火災予防の徹底について協力を求める巡回広報を行うなど、断水及び減水時の警備計画を樹立して災害発生の未然防止に努める。

(1) 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保

(2) 機械性能の保持と積載ホースの増加

(3) 広報車等の巡回による警戒体制の確立

(4) 火気使用者に対する啓発

(5) 危険区域の重点立入検査

## 第4 林野火災応急対策

市は林野火災等が発生するおそれがある場合火災警戒活動を行い、大規模な林野火災等が発生した場合は、防災関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。

### 1 火災通報等

消防部は、火災の規模等が以下に示す府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- (1) 焼損面積5ha以上と推定される場合。
- (2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合。
- (3) 空中消火を要請する場合。
- (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合。

### 2 伝達経路

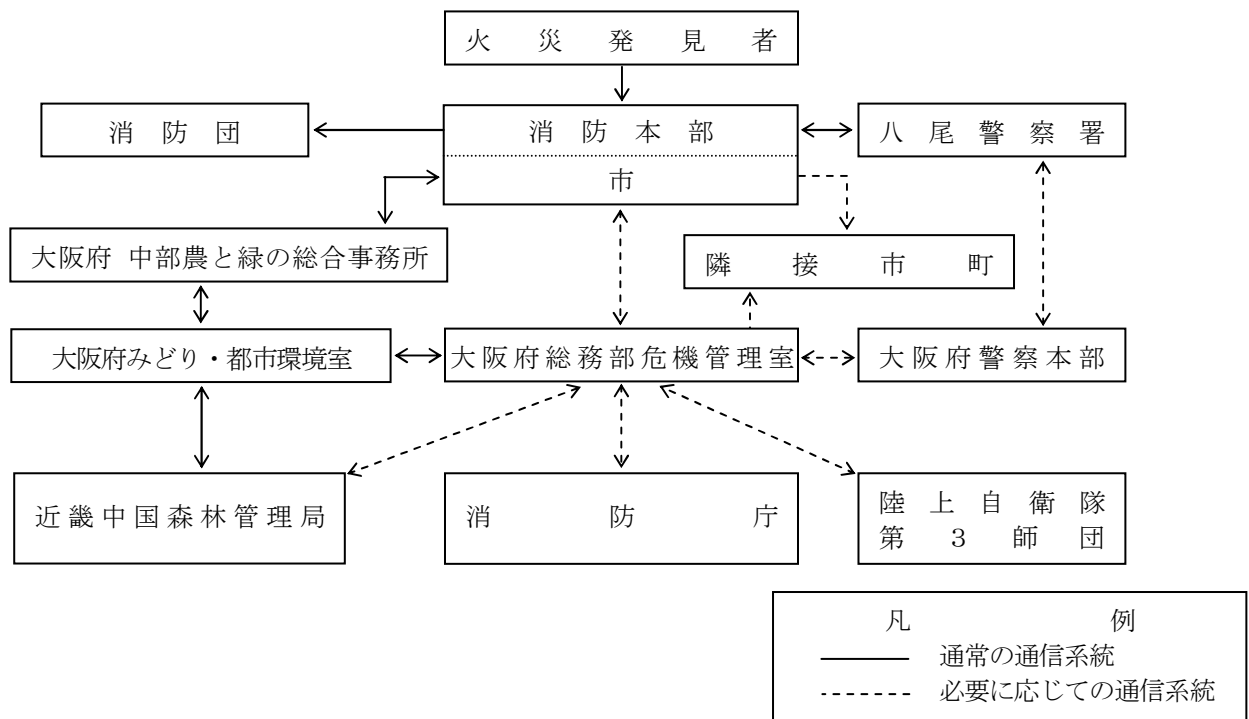


図2.3.1 林野火災発生時の伝達経路

### 3 活動体制

消防部は、林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

#### (1) 現地指揮本部の設置

ア 林野火災発生時の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。

イ 火災規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。

ウ 火災が拡大し、消防部だけでは十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定等に基づく隣接市等への応援出動準備の要請を行う。

(2) 林野火災対策本部の設置

- ア 隣接市等に応援要請を行った場合、林野火災対策本部を設置する。
- イ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等を編成する。
- ウ 警戒区域、交通規制区域の指定を行う。
- エ 大阪市消防局航空隊に対し空中消火の要請を行うか、又は知事へ依頼する。
- オ 火災規模等を勘案して、知事に対する広域航空消防の応援要請又は自衛隊派遣要請の要求を検討する。
- カ 応援部隊の受け入れを準備する。

## 第5 中高層建築物、市街地災害応急対策

市はガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

### 1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
  - 範囲は、地下街（地階）にあつては、原則として当該地下街（地階）全体及びガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。
- (4) 避難誘導
  - 避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、八尾警察署と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。
- (5) 救助・救急
  - 負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。
- (6) ガスの供給遮断
  - ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。
  - イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

### 2 火災等

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動期における情報収集、連絡
- (3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策
- (4) 中高層建築物、地下街（地階）等の消防用設備の活用
- (5) 中高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

### 第3章 大規模火災

#### 3 中高層建築物、地下街（地階）の管理者等

- (1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。
- (4) 通報連絡体制  
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

#### 通報系統

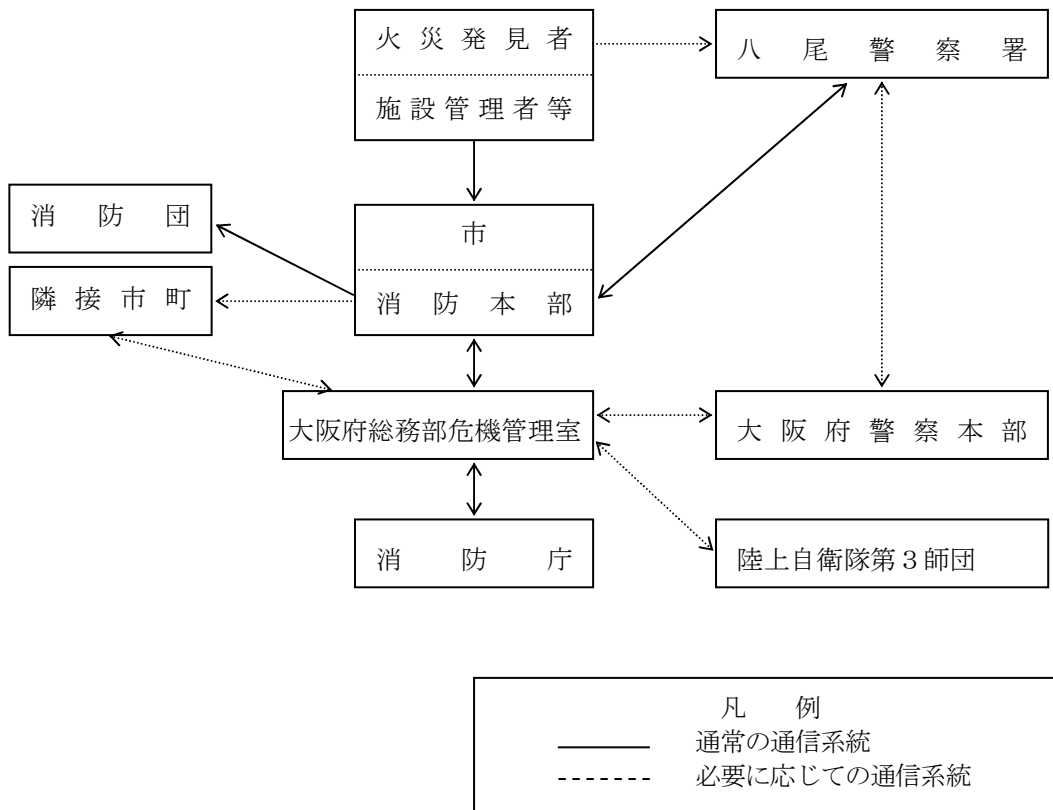


図2.3.2 中高層建築物・市街地災害発生時の通報系統

## 第4章 その他災害

### 第1節 危険物等災害応急対策

市及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限に止め、周辺住民に対する危害防止を図る。

●担当部局・機関：消防部、危険物施設等管理者

#### 第1 危険物災害応急対策

消防部は、危険物災害が発生した場合、施設の管理責任者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

- 1 施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- 2 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
  - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
  - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
  - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- 3 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 4 通報連絡体制  
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

第4章 その他災害

通報系統

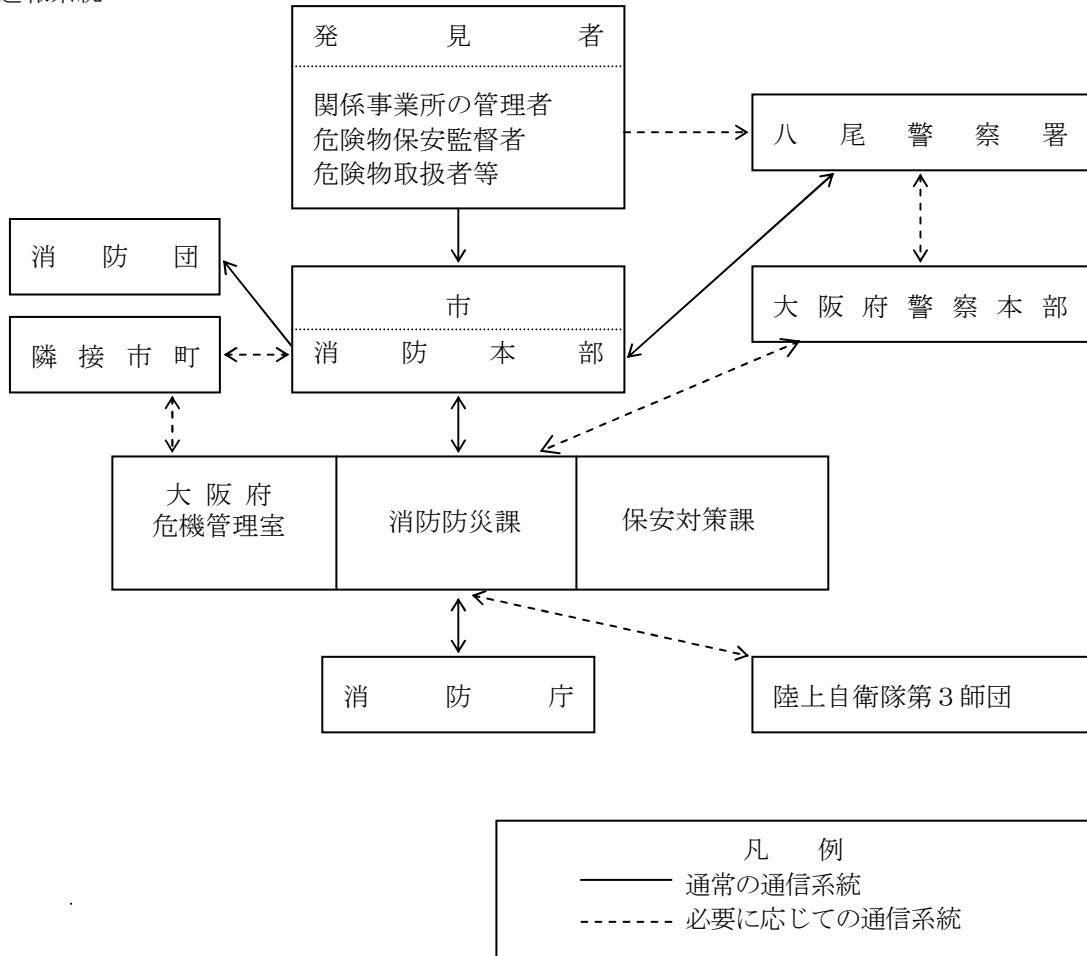


図2.4.1 危険物災害発生時の通報系統

## 第2 高圧ガス災害応急対策

- 1 消防部は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 2 通信連絡体制  
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

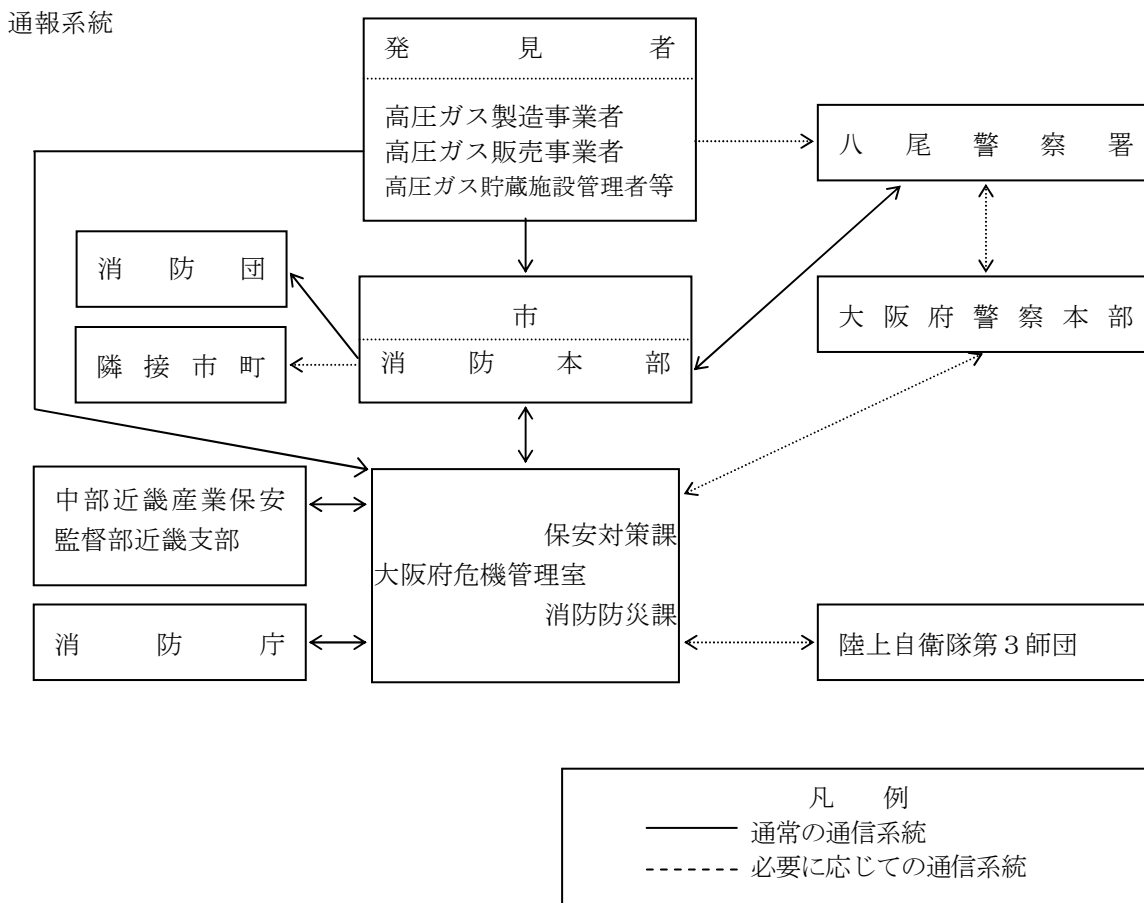


図2.4.2 高圧ガス災害発生時の通報系統

### 第3 火薬類災害応急対策

- 1 消防部は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 2 通信連絡体制  
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

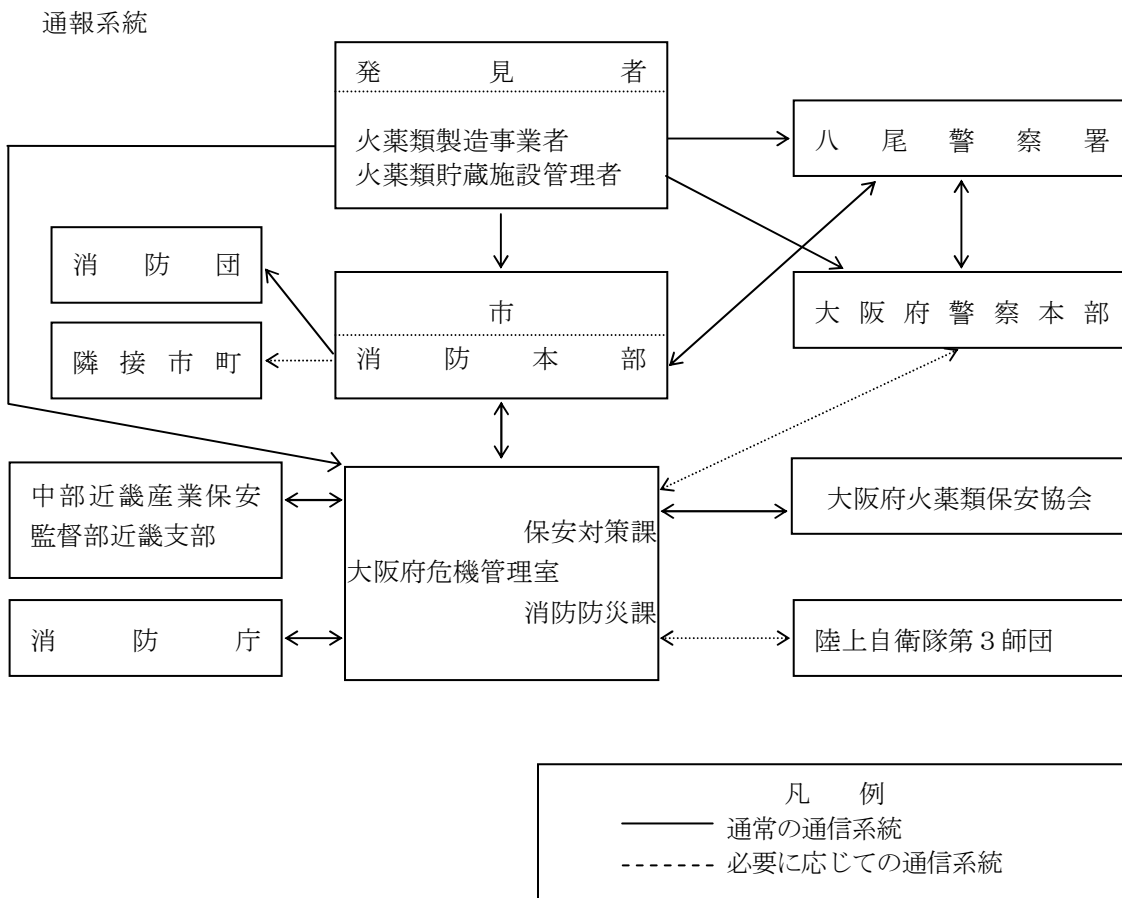


図2.4.3 火薬類災害発生時の通報系統

## 第4 毒劇物災害応急対策

1 消防部は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 2 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

#### 通報系統

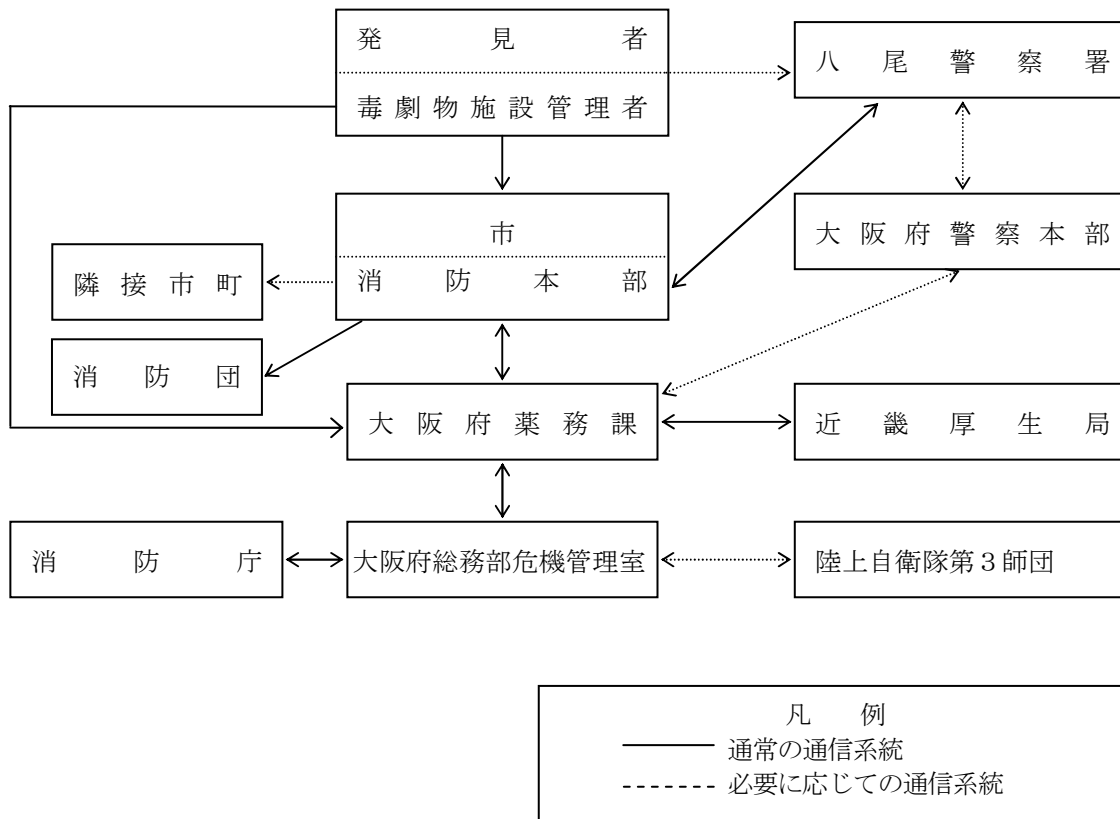


図2.4.4 毒劇物災害発生時の通報系統

## 第5 放射線災害応急対策

放射性同位元素に関わる施設及び陸上輸送される放射性物質の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じる。

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、必要な応急対策を講じるものとする。

## 第2節 大規模交通災害応急対策

市は、関係機関と協力のうえ大規模交通災害が発生した場合には、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

●担当部局・機関：消防部、関係機関

### 第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 1 航空機墜落事故（航空機事故）
- 2 旅客列車の衝突転覆事故（鉄道事故）
- 3 大規模な自動車事故

### 第2 応急対策

消防部は、大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

#### 1 連絡体制

##### (1) 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって消防本部へ大規模交通災害の発生を連絡する。

##### (2) 関係機関への連絡

市域内において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、警察及び関係機関に連絡する。

##### ア 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する（「第3 八尾空港における航空機災害」参照）。

##### イ 鉄道事故

##### (ア) 情報収集伝達経路

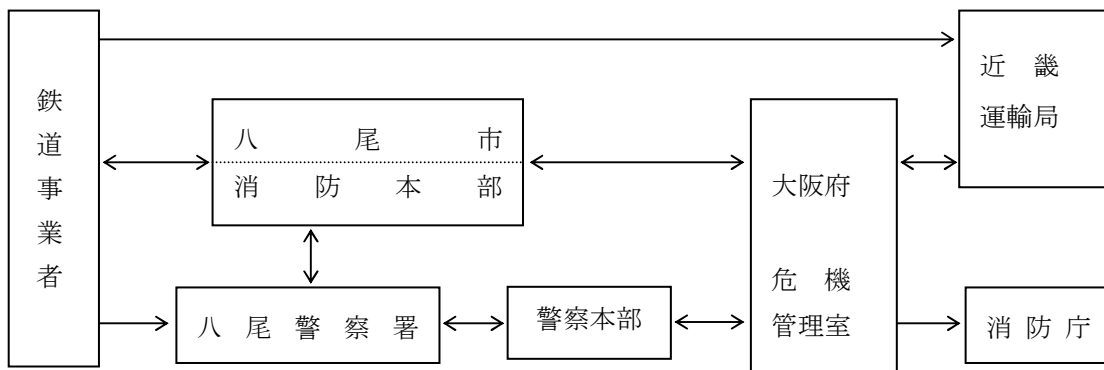


図2.4.5 鉄道事故情報収集伝達経路

(イ) 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

ウ 自動車事故

(ア) 情報収集伝達経路

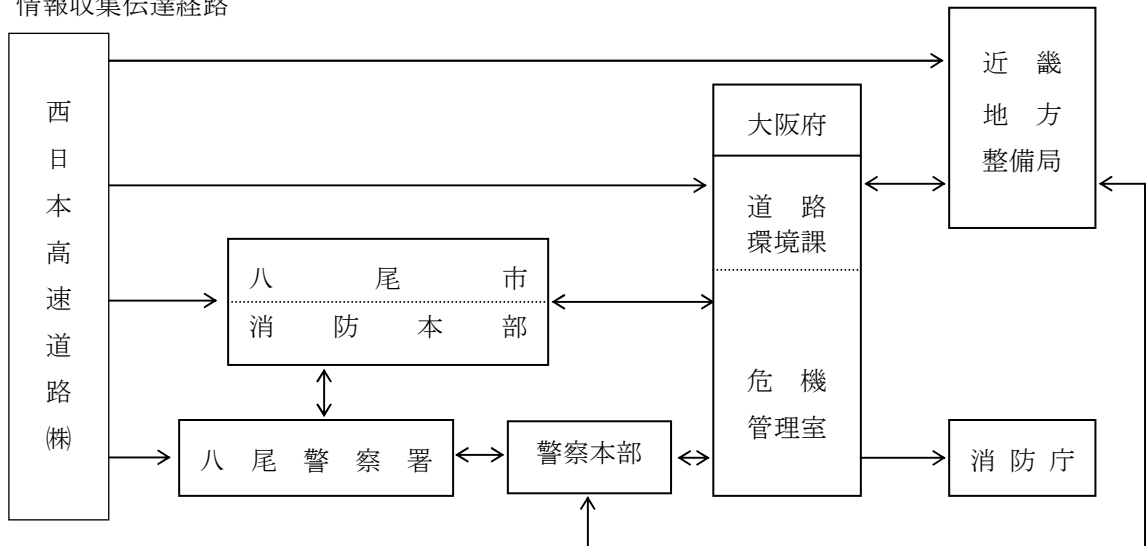


図2.4.6 自動車事故情報収集伝達経路

(イ) 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

2 応急対策の実施

(1) 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は原則として災害対策本部会議又は災害警戒本部会議の協議によって決定する。

(2) 応急対策活動

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

(3) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、近隣市町村と協力体制をとる。

### 第3 八尾空港等における航空機災害

市及び関係機関は、八尾空港及び市域内で、航空機事故により災害が発生した場合、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

#### 1 災害対策本部等の設置

##### (1) 設置基準

- ア 航空機事故により大規模な災害が発生し、その対策を要すると認められるとき。
- イ その他市長が必要と認めたとき。

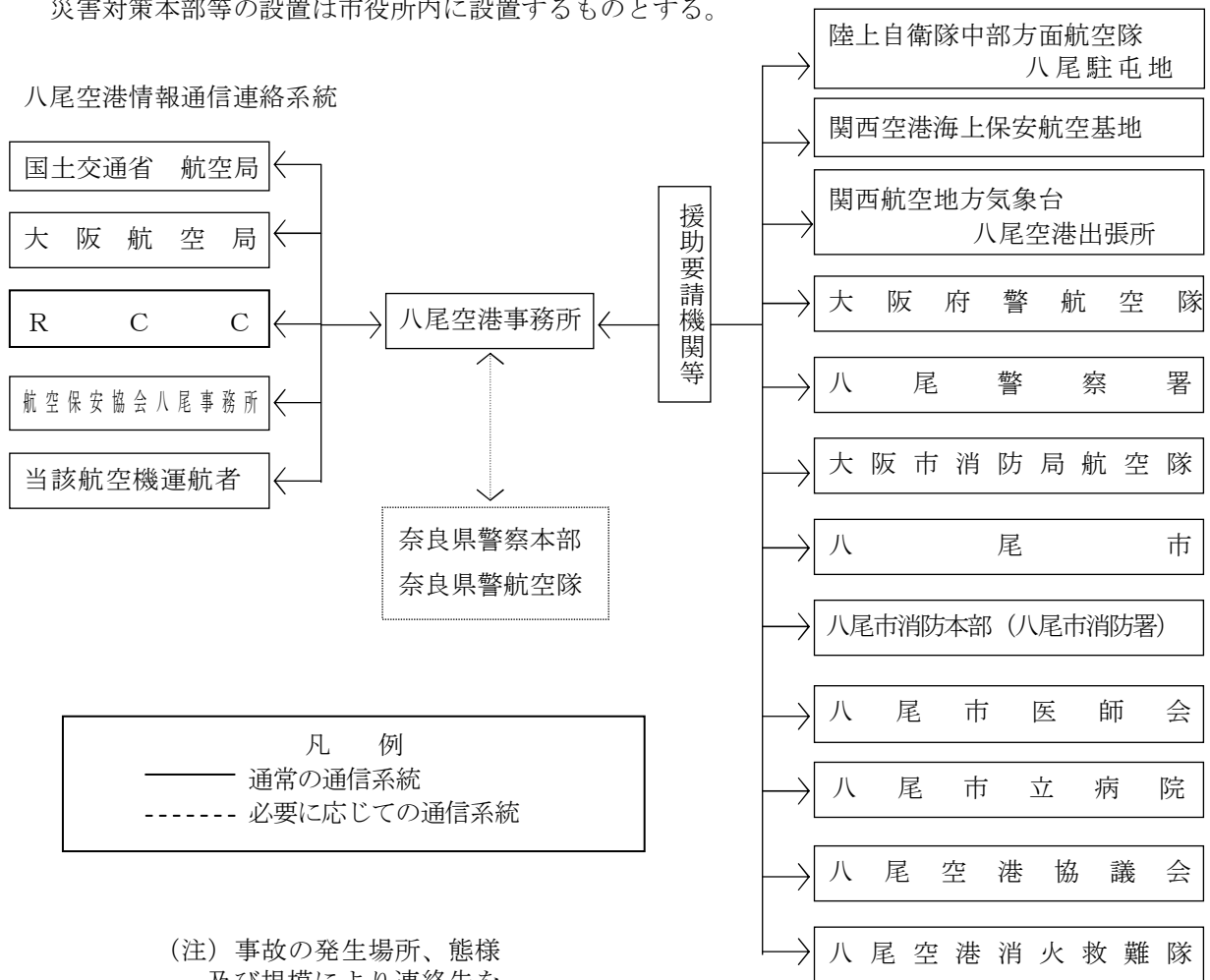
##### (2) 廃止基準

- ア 市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- イ 調査の結果、市域に大きな被害がないと認めたとき。
- ウ その他市長が適当と認めたとき。

##### (3) 設置場所

災害対策本部等の設置は市役所内に設置するものとする。

#### 2 八尾空港情報通信連絡系統



(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する

図2.4.7 八尾空港情報通信連絡系統

3 住民等への広報

消防部、総括部及び関係機関は、被害状況等について、報道機関等を通じ、住民に対して広報活動を行う。

4 応急対策の実施

消防部、八尾空港事務所長及び関係機関は、迅速かつ的確な応急対策を行う。

- (1) 消火・救助・救急活動
- (2) 救護地区の設置
- (3) 避難勧告・指示・誘導
- (4) 遺体収容所の設置

## 第3節 その他災害応急対策

市は、その他大規模災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

### ●担当部局・機関：関係各部、関係機関

本計画においては、地震、風水害に加え、大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な自然災害や不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各部及び関係機関は災害の態様に応じ、「地震災害応急対策」、「風水害等応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。